

青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金給付要綱

(趣旨)

第1 県は、私立の高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるようするため、当該生徒の保護者等に対し、青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金（以下「専攻科給付金」という。）を給付することとし、その給付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等専攻科 高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科をいう。
- (2) 生徒 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下「国交付要綱」という。）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の支給を受ける資格を有する者をいう。
- (3) 保護者等 国交付要綱第3条第1項第4号に規定する保護者等をいう。
- (4) 基準日 当該年度の7月1日をいう。ただし、学則その他当該高等学校等専攻科の設置者が定めるところにより7月2日以降に入学することとされている高等学校等専攻科に入学する者については、その入学の日をいう。
- (5) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 基準日の属する年度分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である保護者等（保護者等が2人以上いるときは、その全員）が属している世帯をいう。

(専攻科給付金の給付)

第3 専攻科給付金は、基準日において私立の高等学校等専攻科に在学している生徒（以下「専攻科生徒」という。）の保護者等であって、次に掲げる要件の全てに該当する者に対して給付する。

- (1) 基準日において県内に住所を有していること。
 - (2) 基準日において道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に属していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、専攻科給付金は、専攻科生徒又はその保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、給付しない。
- (1) 専攻科生徒が児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置に要する費用の支弁対象であり、当該専攻科生徒に係る見学旅行費又は特別育成費が支弁されている場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、基準日の属する年度において専攻科生徒又はその

保護者等が他の団体又は個人から授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭（以下「類似の給付金等」という。）の支給を受けたことにより、専攻科給付金を給付する必要がないと知事が認める場合

- (3) 専攻科生徒が基準日の属する年の4月1日から翌年の3月31日までの間の全てにおいて休学している場合

(専攻科給付金の額)

第4 専攻科給付金は、年度を単位として給付するものとし、その額は、専攻科生徒1人につき、50,100円とする。

- 2 基準日の翌日以降に専攻科生徒が休学し、又は退学した場合にあっても、専攻科給付金の返納は要しない。

(給付上限回数)

第5 専攻科給付金の給付の回数の上限（以下「給付上限回数」という。）は、専攻科生徒1人につき年1回、通算2回（修業年限が1年の場合は、1回）とする。

- 2 ただし、専攻科生徒又はその保護者等が当該給付金の給付額を超える類似の給付金等の支給を受けた場合の給付上限回数は、同項に定める給付上限回数から、当該給付金の給付額を超える類似の給付金等の支給を受けた日の属する年度の数を控除した回数とする。

(給付の申請)

第6 専攻科給付金の給付を受けようとする専攻科生徒の保護者等は、別に定める日までに、知事に対し、その専攻科生徒が在学する高等学校等専攻科の設置者を通じて、青森県私立高等学校等専攻科奨学のための給付金受給申請書（別紙様式1）に、次に定める書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 基準日の属する年度分の専攻科生徒等の保護者等（当該保護者等が2人以上いるときは、その全員）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証する書類

- (2) 世帯の状況に関する申立書（別紙様式2）

- 2 専攻科生徒が他の都道府県の区域に設置されている高等学校等専攻科に在学している場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、当該専攻科生徒に係る次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 当該高等学校等の長が交付する在学証明書

- (2) 専攻科支援金の受給の資格があることを明らかにする書類

(給付の決定)

第7 知事は、第6の規定による申請書等を受理したときは、必要な事項を審査の上、第3第2項の場合を除き、専攻科給付金の給付を決定し、その旨及び専攻科給付金の給付の時期を申請に係る保護者等に通知する。

(授業料以外の教育費との相殺)

第8 専攻科生徒の保護者等は、私立高等学校等が徴収する授業料以外の教育に必要な経費と相殺するため、専攻科給付金の受給を学校設置者又は校長に委任することができる。

(給付の決定の取消し)

第9 知事は、専攻科生徒の保護者等が偽りその他不正の手段により専攻科給付金の給付を受けたと認めるときは、第7の規定による専攻科給付金の給付の決定を取り消すことがある。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を当該取消しに係る保護者等に通知する。

(不当利得の徴収)

第10 知事は、第9第1項の規定による取消しをしたときは、当該取消しに係る保護者等から、期限を定めて、その給付を受けた専攻科給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することがある。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11 専攻科給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(新入生に対する一部給付の早期化)

第12 新入生に対する給付金については、前年度の課税証明書等及び4月1日現在の状況に基づき、4月分から6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）として、第4第1項に定める額に4分の1を乗じた額を早期給付することができる。この場合において、7月分から翌年3月分に相当する額として給付する額は、当該年度の課税証明書等及び7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

2 前項のほか、この要綱において7月1日現在の状況によることとしているものについては、同項の規定による早期給付においては4月1日現在の状況によることとする。

(家計急変世帯への支援)

第13 家計急変により保護者等の収入が激減したことによって、第2第5号に規定する道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯に属する専攻科生徒については、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に属するものとみなして、この要綱の規定を適用するものとする。

- 2 7月までに家計が急変し、申請のあった者には、第4第1項に定める額の給付金を給付する。
- 3 7月以降に家計が急変し、申請のあった者には、第4第1項に定める額に基づき、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付することを基本として、別に定める額の給付金を給付する。
- 4 前2項の規定による申請（以下「家計急変世帯に係る申請」という。）があった場合は、申請時における最新の家計の状況を確認するものとする。
- 5 家計急変世帯に係る申請は、別紙様式1の申請書に次に定める書類を添えて行うものとする。
 - (1) 保護者等（当該保護者等が2人以上いるときは、その全員）の家計の状況が確認できる書類
 - (2) 世帯の状況に関する申立書（別紙様式2）

（その他）

第14 この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月10日から施行する。
- 2 令和2年度において、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（家計急変世帯への支援の対象となった世帯を含み、4月分から6月分に相当する額の早期給付を受け、7月分から翌年3月分に相当する額の給付対象とならない世帯を除く。）として、給付金を受給した世帯については、第4第1項に定める額に、一人当たり年額12,000円を上乗せ支給する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。